

生駒市市民自治検討委員会（第4回）

日 時 平成19年6月8日（金）

午後2時

場 所 生駒市役所大会議室

次 第

- 1 委員紹介及び事務局紹介

案 件

- 1 先進地の自治基本条例について
- 2 各部会の検討事項について
- 3 今後の進め方について
- 4 その他

先進事例 まちづくり・自治基本条例 見出し比較表

自治体名		ニセコ町	宝塚市	生野町	多摩市	伊賀市	名張市	篠山市
条例名称（～基本条例）		まちづくり	まちづくり	まちづくり	自治	自治	自治	自治
施行日		H13.4.1 (H18.4.1)	H14.4.1	H14.6.1	H16.8.1	H16.12.24	H18.1.1	H18.10.1
総則	前文	○	○	○	○	○	○	○
総則	用語の意義				○	○	○	○
総則	目的	○	○		○	○	○	○
総則	位置づけ・体系・基本理念・最高規範性	○	○	○	○	○	○	○
総則	条例の見直し	○				○		○
情報	情報共有・公開	○	○	○	○	○	○	○
情報	情報共有制度	○				○	○	○
情報	情報への権利	○	○	○	○	○	○	○
情報	意思決定の明確化	○		○		○		○
情報	情報収集・管理	○				○		○
情報	個人情報保護	○	○	○	○	○	○	○
参画権利	まちづくり参画の権利	○	○	○	○	○	○	○
参画権利	まちづくりに関する自治体の責務	○	○	○	○	○	○	○
参画権利	まちづくりに関する住民の責務	○	○	○	○	○	○	○
参画原則	参画の原則	○	○	○	○	○	○	○
参画原則	計画策定段階の原則	○		○	○	○	○	○
参画原則	計画策定手続き	○		○	○	○	○	
参画原則	審議会等への参加・公開	○		○	○	○	○	○
参画原則	条例制定手続き	○				○		
住民投票	住民投票原則	○	○	○	○	○	○	○
住民投票	住民投票実施	○			○	○	○	○
住民投票	住民投票要件	○			○	○	○	○
住民自治	住民自治定義・原則	○				○	○	
住民自治	住民自治に関する自治体の役割	○				○		
住民自治	住民自治に関する住民の役割	○		○		○		

自治体名		ニセコ町	宝塚市	生野町	多摩市	伊賀市	名張市	篠山市
住民自治	住民自治協議会等					○	○	
行政責務	総合計画策定	○	○	○		○	○	○
行政責務	説明責任	○	○	○	○	○	○	○
行政責務	長の責務	○	○	○	○	○	○	○
行政責務	執行機関・職員の責務	○	○	○	○	○	○	○
行政事務	行政組織・体制	○		○	○	○	○	
行政事務	法務体制・法令遵守	(○)				○	○	
行政事務	職員政策		○	○	○	○	○	○
行政事務	コミュニティ・公益活動支援	○	○	○	○	○	○	○
行政事務	広聴応答義務	○			○	○	○	○
行政事務	広聴対応機関	○				○		
行政事務	行政手続	○	○	○			○	
行政事務	危機管理	(○)					○	
財務	財務総則	○	○	○		○	○	○
財務	予算編成・執行・決算	○		○		○		○
財務	財産管理	○				○	○	○
財務	財政状況の公表	○	○	○		○	○	○
評価	評価実施・評価方法検討	○	○	○	○	○	○	○
評価	外部監査			○		○	○	○
議会	議会の責務	(○)		○	○	○	○	○
議会	議会の役割	(○)		○	○	○	○	○
議会	議会の会議	(○)				○		
議会	議会の会期外活動	(○)				○		
議会	議員の役割・責務	(○)			○	○	○	○
連携	他自治体住民との連携	○		○		○		○
連携	近隣自治体との連携	○	○	○		○	○	○
連携	広域連携	○		○	○		○	
連携	国際交流	○						○

※ニセコ町の(○)はH18.4.1に追加で規定

各部会検討事項（案）

広報広聴部会		地域コミュニティ部会		調査部会	
総則	前文	参画 権利	まちづくり参画の 権利	参画 原則	条例制定手続き
総則	用語の意義	参画 権利	まちづくりに関す る自治体の責務	住民 投票	住民投票原則
総則	目的	参画 権利	まちづくりに関す る住民の責務	住民 投票	住民投票実施
総則	位置づけ・体系・基本 理念・最高規範性	参画 原則	参画の原則	住民 投票	住民投票要件
総則	条例の見直し	参画 原則	計画策定段階の原則	行政 責務	総合計画策定
情報	情報共有・公開	参画 原則	計画策定手続き	行政 責務	説明責任
情報	情報共有制度	参画 原則	審議会等への参加 ・公開	行政 責務	長の責務
情報	情報への権利	住民 自治	住民自治定義・原則	行政 責務	執行機関・職員の責務
情報	意思決定の明確化	住民 自治	住民自治に関する 自治体の役割	行政 事務	行政組織・体制
情報	情報収集・管理	住民 自治	住民自治に関する 住民の役割	行政 事務	法務体制・法令遵守
情報	個人情報保護	住民 自治	住民自治協議会等	行政 事務	職員政策
行政 事務	広聴応答義務	行政 事務	コミュニティ・公 益活動支援	行政 事務	行政手続
行政 事務	広聴対応機関	連携	他自治体住民との連携	行政 事務	危機管理
財務	財政状況の公表			財務	財務総則
				財務	予算編成・執行・決算
				財務	財産管理
				評価	評価実施・評価方法検討
				評価	外部監査
				議会	議会の役割・責務
				議会	議会の会議・会期外活動
				議会	議員の役割・責務
				連携	近隣自治体との連携
				連携	広域連携
				連携	国際交流

今後のスケジュール（案）

	全体会	部会・幹事会等
4月		
5月		
6月	検討委（第4回）	幹事会
		広報 1
7月		調査 1
8月		地域 1
9月		地域 2
		調査 2
10月		地域 3
		広報 2
11月	検討委（第5回）	
		広報 3・幹事会
	シンポジウム	
12月		調査 3
		幹事会
1月		広報 4
		地域 4
2月		調査 4
	検討委（第6回）	
		幹事会
3月		

会議開催に当たってのお願い

【会議への出欠】

- ① 欠席の場合は、必ず事前に事務局まで連絡をお願いします。
- ② 欠席される場合は、議題に沿った内容について事前に御意見を書面にてお受けします。(郵送、ファクス、メール可)

【会議進行ルール】

- ① 本会議は、生駒市の自治の基本となる事項を検討するものであり、その開催趣旨を十分御理解の上、御発言をお願いします。
- ② 生駒市民を代表しているという立場で御発言ください。
- ③ 参加者全員が発言できるよう、要点を簡潔にまとめ、議事に沿う内容をお願いします。
- ④ 他委員、団体などを批判する発言は慎んでください。
- ⑤ 委員長の指示に従い、他の参加者の意見をよく聞いていただくようお願いします。
- ⑥ 会議開催前に送付した資料は、事前に御確認いただき、会議当日に御持参ください。
- ⑦ 会議は定刻に開始しますので、時間厳守をお願いします。
- ⑧ 会議時間は2時間を目途としますが、議事進行上、多少の遅れが生じる場合があることを御承知おきください。
- ⑨ 会議中、携帯電話の電源はお切りいただくか、マナーモードを御利用ください。